

**一般社団法人東京都昇降機安全協議会**  
**個人情報の保護に関する規程**

**第1章 総則**

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人東京都昇降機安全協議会（以下「当法人」という。）が保有する個人に関する情報の取り扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益を保護するとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる者を含む）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、当法人の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該職員が組織的に利用するものとして当該機関が保有しているものをいう。ただし、当法人が管理する文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録等（以下「文書等」という）に記録されたものをいう。

(法人等の責務)

第3条 当法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 当法人の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

**第2章 個人情報の収集**

(収集の制限)

第4条 当法人は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 当法人は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことのできない場合は、この限りではない。

- 3 当法人は、個人情報収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- 一 本人の同意があるとき。
  - 二 法令等に定めがあるとき。
  - 三 出版、報道等により公にされているとき。
  - 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - 五 所在不明、精神上の障害により道理を見分ける能力の欠如等により、本人から収集することができないとき。
  - 六 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
  - 七 東京都その他の行政機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第8条第2項各号のいずれかに該当する理由若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

### 第3章 個人情報の管理

#### (適正管理)

- 第5条 当法人は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 当法人は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 当法人は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

#### (委託等に伴う措置)

- 第6条 当法人は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

#### (受託者等の責務)

- 第7条 当法人から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第4章 保有個人情報の利用及び提供

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 当法人は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の当法人内における利用及び当法人以外のものへの提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 法令等に定めがあるとき。
- 三 出版、報道等により公にされているとき。
- 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 五 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 六 東京都若しくは国の機関等又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 当法人は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(保有個人情報の外部提供の制限)

第9条 当法人は、保有個人情報の当法人以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取り扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

## 第5章 保有個人情報の開示及び訂正の請求等

(開示の請求ができる者)

第10条 何人も、当法人に対し、当法人が保有する自己の個人情報の開示の請求をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求方法)

第11条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、当法人に対して、次に掲げる

事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- 一 開示請求しようとする者の氏名及び住所
  - 二 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
  - 三 前2号に掲げるもののほか、当法人が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、当法人に対して、自己が当該請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で当法人が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 当法人は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、当法人は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（開示請求に対する決定）

- 第12条 当法人は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第16条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 当法人は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 当法人は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、当法人は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 当法人は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を運用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されうるものでなければならない。
- 5 当法人は、開示決定等を行う場合において、当該決定に係る個人情報に当法人以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。
- 6 当法人は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る個人情報が記録された文書等の表示その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 当法人は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意見を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、当法人は、開示決定後直ちに当該意見書を提出したものに對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の開示の方法)

第13条 個人情報の開示は、当法人が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、当法人に對し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案し行う。

3 当法人は、開示の申出に係る個人情報が記録された文書等を直接開示することにより、当該個人情報が記録された文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された文書等の写しにより開示することができる。

(開示しないことができる個人情報)

第14条 当法人は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- 一 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- 二 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行により支障が生ずるおそれがあるとき。
- 三 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 四 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- 五 国、地方公共団体又は他の実施機関等との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。
- 六 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

(個人情報の一部開示)

第 15 条 当法人は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非開示情報を除いて、開示するものとする。

（個人情報の存否に関する情報）

第 16 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当法人は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示情報を拒否することができる。

（個人情報の訂正を請求できる者）

第 17 条 何人も、自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当法人に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 第 10 条 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

（個人情報の訂正請求方法）

第 18 条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、当法人に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- 二 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- 三 訂正を求める内容
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、当法人が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。

（個人情報の訂正請求に対する決定）

第 19 条 当法人は、訂正請求があった日から 30 日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第 3 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 当法人は、前項の規定による訂正の旨の決定をしたときは、当該訂正要求に係る個人情報を訂正した上、訂正要求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 当法人は、第 1 項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、

遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

- 4 当法人は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 5 第12条第3項及び第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

## 第6章 雑則

(苦情の処理)

第20条 当法人は、当協議会の個人情報の取り扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(異議の申出)

第21条 開示請求者又は訂正請求者は、当法人がした開示決定等又は訂正決定等について不服があるときは、当法人に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等又は訂正決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、当法人は、当該異議申出の開示決定等又は訂正決定等について再度の検討を行った上で、当該異議申出について回答を書面により行うものとする。

(他の制度との調整等)

第22条 この規程は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報（同一図書館等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。